

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

先の第185回臨時国会において、特定秘密の保護に関する法律が可決・成立した。

同法は、特定の情報を政府が恣意的に秘密指定でき、国民には何が特定秘密なのかさえ明らかにされず、国民が必要とする情報が隠されるおそれがある。

また、情報に接近しようとするさまざまな行為が処罰の対象となり、未遂や共謀等も処罰すること、処罰範囲が極めて広範であることから、国政に関する情報について国民がアクセスすることや、公務員がこれを外部に発する行為を萎縮させる可能性が大きい。そして報道機関による取材行為を刑罰によって萎縮させ、取材の自由・報道の自由を実質的に失わせ、民主主義の前提である国民の知る権利を侵害することになりかねない。

さらに、秘密に対する外部チェックなどの仕組みがない。安倍首相は、秘密指定などの妥当性をチェックする保全監視委員会と、秘密指定の統一基準を策定する情報保全諮問会議を法施行までに設置すると表明した。いずれも政府内に置かれ、監視委員会は各省庁の事務次官級で構成されるという。「第三者による監視によって、特定秘密指定の適正を確保する」ものとは到底いえない。しかも秘密の指定期間が60年という長期にわたることから、秘密保護法制は必要とする有識者からさえ今回の法律に異論が出ている。国民の知る権利を揺るがす重要な法律を、十分な審議時間を確保することもないまま、民主主義のルールを無視して成立させたことは、我が国における民主主義を踏みにじるものである。

共同通信社が12月に実施した全国緊急電話世論調査によると、法律に不安を感じるとの回答が70・8%もあり、法律への賛否では反対が60・3%に上った。また法律を今後どうすればよいかについては、「修正する」又は「廃止する」との回答が合わせて82・3%に上っている。成立後もこれだけの国民が危惧している法律を施行すべきではない。

よって、国会、政府におかれては、国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密の保護に関する法律を廃止又は抜本的に改正されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

大分市議会